

自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、平成24年に婚姻した申立人夫婦及び平成25年に出生した申立人子について、平成23年7月に申立人妻のみが避難したことから、同年8月分までの避難費用等が賠償されたほか、申立人妻が平成24年9月に申立人子を妊娠したことから、同月分から平成27年3月分までの避難費用等も賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金376万8754円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金8万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月2日

（仲介委員 小倉純夫）

損害項目	内訳	期間	金額 (円)
平成 23 年			
避難費用	避難交通費	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 8 月末日まで	52,000
	引越関連費用		83,200
	一時帰宅費用		20,800
生活費増加費用	家財道具購入費用		150,000
就労不能損害			323,334
精神的損害		本件事故発生当初の時期	40,000
平成 24 年以降分			
避難費用	一時帰宅費用	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月末日まで	145,600
	面会交通費		1,289,600
生活費増加費用	二重生活に伴う生活費増加費用		930,000
検査費用		平成 28 年 10 月 29 日	4,450
避難雑費		平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月末日まで	620,000
弁護士費用			109,770
和解金			3,768,754